

需要即応型生産流通体制緊急整備事業のうち  
自給力向上戦略作物等緊急需要拡大対策事業

【 6, 800百万円 】

## 対策のポイント

国産の麦、大豆及び新規需要米について、食品製造事業者による商品開発等の需要開拓の取組を推進します。また、実需者ニーズに即した新品種、新技術の導入等の地域や生産者の主体的な取組を強化することで、需要に即応した生産流通体制を緊急的に整備します。

(需要に応じた生産拡大について)

我が国の食料自給率向上のためには、水田をフル活用しつつ、麦、大豆及び新規需要米の需要に応じた生産拡大に取り組むことが重要です。

しかしながら、①小麦は、既に日本めん用の約7割が国産であり、さらなる需要に限界感がある、②大豆は、作柄変動が激しく、量と価格の安定という実需者ニーズへの対応不足に加え、契約栽培による安定した取引関係の構築が遅れている、③新規需要米は、生産者と実需者との結びつきがまだ不十分である、といった課題があります。

## 政策目標

国産麦、大豆及び新規需要米の需要拡大による食料自給率の向上

〈内容〉

## 1 需要拡大に資する生産技術を導入する取組

- ① パン・中華めん用小麦品種の作付  
・ パン・中華めん用小麦品種を作付した場合に一定額を交付

- ② 大豆300A技術の実証  
・ 大豆300A技術の実証ほを設置した場合に一定額を交付

## 2 産地・生産者と食品製造事業者との結びつきを強化する取組

- ・ 大豆及び新規需要米について、生産者と実需者とが3か年程度の契約栽培を行う場合に一定額を交付

## 3 食品製造事業者等による国産原材料を用いた商品開発等の取組

- ・ 食品製造事業者等に対して、国産原料を使用した商品開発に必要な原材料購入、試作品製造、試験販売等に要する経費を交付。

需要即応型生産流通体制緊急整備事業のうち  
自給力向上戦略作物等緊急需要拡大対策事業 6, 800百万円  
事業実施主体：都道府県水田農業推進協議会、  
地域水田農業推進協議会等及び食品製造事業者等

[担当課：生産局生産流通振興課(03-3502-5965(直))]

農業者・産地の皆様へ

経済危機対策

「需要即応型生産流通体制緊急整備事業」

国産麦・大豆・新規需要米の需要開拓のためにさらに助成が得られます！

☆ 支援の内容

① 小麦

パン・中華めん用小麦品種の作付拡大

パン・中華めん用小麦の導入に伴う農薬費等の経費を一部を支援します。



国産パン

② 大豆

生産安定に向けた新技術の導入

単収の向上や作柄安定化につながる大豆300A技術の実証展示を支援します。



300A技術の導入

実需者の契約栽培を推進

産地と実需者との安定的な取引関係を構築するため、大豆についても播種前契約の導入を支援します。

③ 新規需要米

新規需要米の安定的な取引の推進

需要の開拓と安定的な取引関係を構築するため、産地と実需者との播種前契約を支援します。

お問い合わせ先

農林水産省生産局農業生産支援課生産性向上企画第1班 (TEL03-3597-0191)

生産流通振興課土地利用第1班又は第2班

(TEL:03-3502-5965)

平成21年4月27日

## 食品製造業者の皆様へ

## 経済危機対策

「需要即応型生産流通体制緊急整備事業」

国産の麦・大豆・米粉等を活用した製品の開発資金に助成を致します！

## ☆ 取組事例と支援内容

<ご当地ラーメンへの地元産小麦の活用>

## 産地

- ・中華めん専用品種の導入
- ・原料小麦の安定供給体制づくり

## 製粉企業

品種特性に応じた製粉・ブレンド法の改良

## 製めん企業

国産小麦粉に合った加水・熟成方法の改良、製めん

## 地元飲食店組合

ゆで時間の調整やスープの検討、PR宣伝



連携・協力

支援

- ・試作品やPR品製造のための原材料費
- ・製粉・製めん評価用の機材費
- ・店頭PR経費や県産品展示会への出展経費 等

<国産大豆の風味や甘さを最大限に引き出した冷や奴豆腐の提供>

## 産地

- ・甘みがあり滑らかな豆腐に仕上がる新品種ユキホマレ等の導入
- ・JAからの原料大豆の直接配送

## 豆腐製造事業者

- ・甘みを活かした製造方法の確立
- ・料理レシピの作成・配布
- ・居酒屋等の外食店への売り込み(サンプル品の提供) 等

サンプル品の提供

日本料理店

居酒屋チェーン

スーパー

支援

- ・サンプル品製造のための原材料費
- ・料理レシピの作成委託費・印刷費
- ・店頭でのアンケート調査費 等

## お問い合わせ先

農林水産省生産局農業生産支援課生産性向上企画第1班 (TEL03-3597-0191)  
生産流通振興課土地利用第1班又は第2班  
(TEL:03-3502-5965)

平成21年4月27日

需要即応型生産流通体制緊急整備事業の事業骨子（案）  
（うち、自給力向上戦略作物等緊急需要拡大対策事業分）

1. 事業実施主体

都道府県協議会、地域協議会、食品製造事業者等（資金造成は都道府県協議会）

2. 事業内容

麦、大豆及び米粉・飼料用米について、以下の取組に対して支援を行う。

(1) 需要拡大に資する生産技術を導入する取組

- ①パン・中華めん用麦品種の作付
- ②大豆300A技術の実証

(2) 実需者との結び付きを強化する取組

- ①大豆の複数年契約栽培の推進
- ②米粉用米、飼料用米の安定的な取引の推進

(3) 食品製造事業者等による国産原材料を用いた商品開発等の取組

国産麦、大豆及び米粉用米・飼料用米を用いた商品開発の推進対策

3. 対象作物

麦、大豆、米粉・飼料用米

4. 助成内容

(1) 需要拡大に資する生産技術を導入する取組

① パン・中華めん用小麦品種の作付

平成22年産及び23年産の作付面積に対し、それぞれ以下の単価を乗じた額を交付。

但し、23年産の助成対象面積は、23年産の作付面積の合計から22年産の作付面積を減じた作付面積とする。掛増し経費を支援する観点から、次の単価を上限とする。

1年目の助成対象面積10a当たり	3,000円
2年目の	1,500円

根雪前播種（初冬蒔き）に取り組む地域には、次の金額を単価に上乘せ。

1年目の助成対象面積10a当たり	2,100円
2年目の	1,050円

② 大豆300A技術の実証

平成21年度及び22年度に設置される実証展示圃について、10a当たり15,000円を限度とし、実証展示圃の面積を乗じて助成金を交付。

(2) 実需者との結び付きを強化する取組

生産者等が食品製造業者等との間で平成21年産又は22年産から3ヶ年以上にわたり栽培契約を締結した場合に以下の単価を交付。

① 大豆の複数年契約栽培の推進

契約数量に以下の単価を乗じた額を交付。

契約栽培1年目 60kg当たり3,000円

契約栽培2年目 60kg当たり1,000円

（22年産からはじめた場合、契約栽培2年目（23年産）には交付しない）

② 米粉用米、飼料用米の安定的な取引の推進

契約数量のうち初年度の契約数量に60kg当たり500円の単価を乗じた額を交付。

※ ①、②とも、2年目以降の契約数量が初年目の契約数量を下回っている契約は、助成の対象としない

(3) 食品製造事業者等による国産原材料を用いた商品開発等の取組

以下の取組に要する経費の1/2を限度として、助成金を交付する。

但し、1事業実施主体当たり1千万円（補助金ベース）を上限とする。

- ① 商品の開発に要する原材料費、資材費及び当該商品の宣伝に要する試供品の原材料費、資材費
- ② 製造方法の改良のための試験、分析に要する経費
- ③ 商品開発に必要な備品のリース経費
- ④ 新商品の開発委託に要する経費
- ⑤ 新商品の評価に要する経費

- ⑥ 県産品展示会等への出展に要する経費
- ⑦ 商品の意匠・商標等の開発及びその登録に要する経費

## 5. 事業実施手続き等

- (1) 都道府県協議会は、管内における今後3ヶ年の麦、大豆及び米粉・飼料用米の需要拡大に必要な課題と対策を整理した都道府県需要拡大実施方針を作成し、事業実施前に地方農政局長等の承認を得る。
- (2) この活動を行おうとする事業実施主体は、事業実施計画を策定し、都道府県協議会の承認を得る。
- (3) 都道府県協議会は、事業内容を審査し、需要拡大効果等を評価し、基金の範囲内で助成金を交付。
- (4) 活動の実施結果の確認について、事業実施主体は必要な書類を提出。  
(共済引渡面積、売渡伝票、領収書等)
- (5) 都道府県協議会は、事業計画及び実施結果について農政局に報告。

## 6. 事業実施期間

平成23年3月31日まで

# 自給力向上戦略作物等緊急需要拡大対策事業スキーム

